

平成19年5月29日(火曜日)



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県例規集登載事項)

### ○ 告示

- 715 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
- 716 平成19年度電県推第1号和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)
- 717 隨意契約の相手方の決定 (情報システム課)
- 718 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
- 719 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 720 特定漁港漁場整備事業計画変更案の作成 (漁港課)

### ○ 人事委員会告示

- \*7 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正

### ○ 選挙管理委員会告示

- \*65 衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙等を発送する日を定める規程

### ○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)

### ○ 諸報

- 拾得物件公告 (和歌山県橋本警察署)  
" (和歌山県田辺警察署)

## 告示

### 和歌山県告示第715号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成19年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称  
南紀石油株式会社 代表取締役 阪田真千
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
西牟婁郡上富田町朝来2384-2
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
平成19年3月31日

### 和歌山県告示第716号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度電県推第1号和歌山県電子申請システム申請様式等開発委

託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 入札に付する事業

平成19年度電県推第1号 和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務

### 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。)第2条第1号に掲げる業務について、要綱第9条に基づき資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア及びウに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年5月29日(火)から平成19年6月5日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月8日(金)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

### 3 資格審査説明会の場所及び日時

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階第401号会議室

#### (2) 日時

平成19年6月5日(火)午後2時から

### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年5月29日(火)から平成19年6月8日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部IT推進局情報政策課

# 和歌山県報 第1862号

平成19年5月29日(火曜日)

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2405

ファクシミリ番号 073-441-2409

## 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

## 7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の「システム分析・開発」の登録区分に登録されている者であること。

## 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年6月13日(水)までに通知する。

## 9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年6月15日(金)午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年6月18日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 和歌山県告示第717号

和歌山県オンラインシステム共用端末機等の賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県オンラインシステム共用端末機等の賃貸借

一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 隨意契約の相手方を決定した日  
平成19年4月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通リース株式会社  
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号  
富士通株式会社和歌山支店  
和歌山県和歌山市黒田84番地1

5 隨意契約に係る契約金額  
191,268,600円  
(うち消費税及び地方消費税の額9,108,000円)

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

## 7 隨意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

## 和歌山県告示第718号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定期号	名称	所在地	指定期月日
海南柔 33-19	おおにし整骨院	海南省藤白183-5	平成 19.5.7

## 和歌山県告示第719号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成19年6月6日(水)午前10時から

2 場所 和歌山市雜賀屋町東ノ丁30

水産会館 地階 中会議室

## 3 被聴聞者

(1) 氏名 下出保次

(2) 住所 有田郡広川町大字唐尾273

(3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業

(4) 許可番号 第197号・第198号

(5) 許可船舶 渔船第17永宝丸(WK2-3532)

# 和歌山県報 第1862号

平成19年5月29日(火曜日)

漁船第18永宝丸(WK2-3533)

## 和歌山県告示第720号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画変更の案を作成したので、同条第4項の規定により、同条第2項に規定する事項を定めた書面及び関係図書を和歌山県国土整備部港湾空港振興局漁港課、和歌山下津港湾事務所及び和歌山市役所において、告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

なお、この計画の案に関し意見がある者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成19年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 施工に係る区域及び工事に関する事項

#### (1) 区域に関する事項

- ア 区域名 雜賀崎地区
- イ 所在地 和歌山市雜賀崎地先
- ウ 整備対象漁港名 雜賀崎漁港
- エ 整備対象漁場名 雜賀崎漁場

#### (2) 工事に関する事項

##### ア 主要施設の種類及び規模

###### (漁港施設)

計画施設	計画工事種目	単位	当初計画数量	変更計画数量
外郭施設	防波堤	m	200	360
	突堤	m	45	95
係留施設	突堤	m	10	10
	岸壁	m	60	60
輸送施設	道路	m	580	580
漁港施設用地	護岸	m	90	188
	用地	m <sup>2</sup>	6,400	6,400

###### (漁場施設)

計画施設	計画工事種目	単位	当初計画数量	変更計画数量
漁場施設	魚礁設置	空m <sup>2</sup>	3,087	3,087

#### イ 工事の着手及び完了の予定期間

着手年度 平成14年度

完了予定期間 平成23年度

## 人事委員会告示

### 和歌山県人事委員会告示第7号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から適用する。

平成19年5月29日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

#### 第1項第1号の表中

「消防学校

12 「消防学校」を

「世界遺産センター」

12 に、「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改める。

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第65号

衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙等を発送する日を定める規程を次のように定める。

平成19年5月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙等を発送する日を定める規程

1 在外選挙執行規則(平成11年自治省令第2号)第23条第3号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

(1) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙(公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。)又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 9月16日から翌年の3月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の3月16日、3月16日からその年の9月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の9月16日

(2) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第33条の2第3項又は第4項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を和歌山県選挙管理委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日

(3) 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は衆議院議員若しくは参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を和歌山県選挙管理委員会が告示した日

2 法第33条の2第7項の規定の適用がある場合において、

平成19年5月29日(火曜日)

前項の規定の適用については、同項第1号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは、「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第3項又は第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。

## 附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

## 公 告

## 入札公告

平成19年度電県推第1号和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度及び事業番号

平成19年度電県推第1号

## (2) 委託業務の名称

和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務

## (3) 委託業務の仕様等

仕様書による。

## (4) 成果品納入の場所

和歌山県企画部 IT推進局情報政策課が指定する場所

## (5) 契約期間

契約の日から平成20年3月31日(月)まで

## (6) 予定価格

6,718,950円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第716号に規定する平成19年度電県推第1号和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務の一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部 IT推進局情報政策課

## (2) 日時

平成19年5月29日(火)から平成19年6月5日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)と同じ。

## イ 日時

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月8日(金)までの間に和歌山県企画部 IT推進局情報政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階第401号会議室

## (2) 日時

平成19年6月5日(火)午後2時から

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階第401号会議室

## イ 入札日時

平成19年6月20日(水)午後2時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を

# 和歌山県報 第1862号

平成19年5月29日(火曜日)

除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係る和歌山県企画部IT推進局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2405

ファクシミリ番号 073-441-2409

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 諸 報

### 拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出ください。

平成19年5月29日

和歌山県橋本警察署長 田村敏行

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金200,000円 (裸金)	平成 19年4月28日	橋本市吉原地内 (家屋の郵便受けに投函されていたもの)

### 拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出ください。

平成19年5月29日

和歌山県田辺警察署長 中村佳澄

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (封筒に在中)	平成 19年4月30日	田辺市上万呂 (路上)